

墨田区のお知らせ

2021年
(令和3年) 1/21つながる
墨田区

税の特集号

すみだ

◆2面以降の主な内容

- 2面…特別区民税・都民税(住民税)
- 3面…所得税・贈与税・個人事業者の消費税等
- 4面…自動車税種別割・軽自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割等

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

ご注意ください

以下の情報は1月12日時点のものです。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容が変更または中止となる場合があります。最新情報は各問合せ先へご確認ください。

特別区民税・都民税の申告
受け付けが始まります

今年も税の申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税(以下「住民税」)、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月15日(月)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日(水)です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、今年の申告にはぜひ、郵送やインターネットをご利用ください。ご不明な点は、最寄りの各税務関係機関へお問い合わせください(4面の「税についての問合せ先」参照)。



税理士による税の無料相談

住民税の申告

申告期の窓口は大変混雑しますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、ぜひ、**郵送での申告にご協力ください**。住民税申告書は、対象と思われる方に**1月29日**に発送しますので、ご記入の上、同封の返信用封筒で返送ください。

また、令和3年1月から区ホームページ上で住民税額試算・申告書作成システムを利用することができます。このシステムで、住民税額等の試算や入力内容に基づいた住民税申告書の作成ができますので、ぜひ、ご利用ください。

●住民税額試算・申告書作成システムの利用方法

①区ホームページからシステムに接続します。



区ホームページから住民税額試算・申告書作成システムに接続します(右のコードを読み取ることで区ホームページに接続可)。



コード

②税額等の試算ができます。



自身の所得や所得控除などの情報を入力することで、簡単に住民税や所得税、ふるさと納税の控除限度額の試算をすることができます。

③申告書を印刷し、郵送することで申告ができます。



入力内容が反映された住民税申告書を印刷し、郵送することで申告が完了します。

[送付先] 税務課課税係 (〒130-8648墨田区吾妻橋1-23-20)

[問合せ] ☎5608-6135~9

住民税の申告についての詳細は2面へ

個人事業税の申告

個人事業税は、地方税法などに定める事業(法定業種)を営む個人事業主のうち、前年中の所得が290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)を超える方に対してかかる都税です。住民税・所得税の申告をする方は、申告は不要です。該当業種や税額の計算などの詳細はお問い合わせください。

[問合せ] 台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ☎3841-1683

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告書作成会場(3面参照)の入場には「入場整理券」が必要です。ぜひ、**ご自宅からのe-Tax**をご利用ください。

●申告書の作成および提出方法

①申告書を作成します。

国税庁のホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」へ接続

確定申告



で検索

または

スマートフォン等で右の
コードを読み取り接続

コード

- ▶ 税務署に行く手間がかかりません!
- ▶ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!
- ▶ 画面の案内に従って金額を入力するだけで、申告書が作成できます!
- 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

②申告書を提出します。

e-Taxで送信して提出する場合

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ

①マイナンバーカード



②ICカードリーダライタ または

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

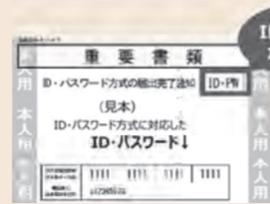


ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧はこちらから!

IDとパスワードで送信



- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望する場合は、申告するご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- 既にID・パスワード方式の届出を提出した方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
- ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

印刷して郵送で提出する場合

[送付先] 税務署事務処理センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎)

所得税等の申告についての詳細は3面へ

区公式
SNS等フェイス
ブック

ツイッター

インスタ
グラム

ユーチューブ



☎ = 電話 FAX = ファクス ㊉ = Eメール ㊇ = ホームページアドレス

UD
FONT

住民税の申告対象者・期間・場所など

【申告が必要な方】 次のいずれかに該当する方▶令和3年1月1日現在区内在住で、昨年中に事業・不動産・公的年金・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方 ▶給与所得者で住民税が給与から徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方 *所得税の確定申告をする方は、住民税の申告は不要 ▶墨田区に住民登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

【申告に必要なもの】▶申告書 ▶印鑑 ▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書 ▶控除を受けるための書類(医療費の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等) ▶本人確認書類(マイナンバーカード等)

■申告期間・申告場所

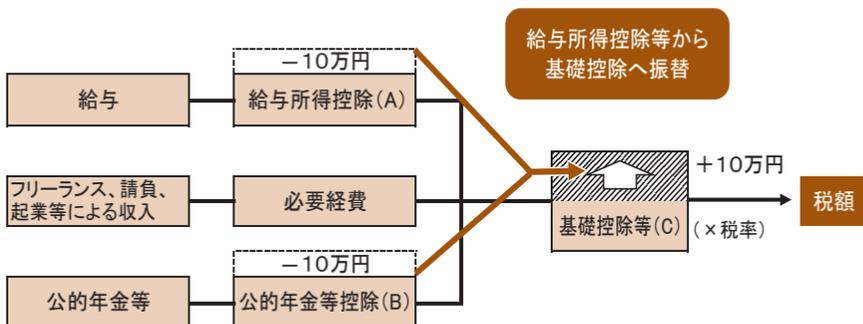
申告期間	申告場所
2月16日(火)~3月15日(月)の午前8時半~午後5時	区役所会議室21(2階)
3月1日(月)~5日(金)の午前8時半~午後5時 *正午~午後1時を除く	▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-36-11ベルクス墨田店商業施設パシオス2階) ▶東向島出張所(東向島2-38-7)

- ①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
- ②給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除や雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。
- ③住民税申告書は、対象と思われる方に1月29日に発送します。
- ④本所・向島税務署では申告を受け付けていません。

令和3年度から適用される住民税の主な改正点

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除(A)および公的年金等控除(B)の控除額は一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額(C)は10万円引き上げられます。なお、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、片方に係る控除のみが減額されます。



給与所得控除の見直し

給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合、公的年金等控除額は195万5000円が上限となります。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1000万円を超える場合の公的年金等控除額については、控除額が逡減します。

基礎控除の見直し

基礎控除額が10万円引き上げられ、前年の合計所得金額が2400万円を超える場合はその金額に応じて控除額が逡減し、2500万円を超える場合は基礎控除は適用されなくなります。

調整控除の見直し

基礎控除の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2500万円を超える場合は、調整控除が適用されなくなります。

非課税基準・所得控除等の適用に係る合計所得金額要件等の見直し

給与所得・公的年金等の控除から基礎控除への振替により、非課税基準や、所得控除等の適用に係る所得要件が以下のとおり、変更されます。

要件等	改正前	改正後	
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	38万円以下	48万円以下	
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下	
勤労学生の合計所得金額要件	65万円以下	75万円以下	
障害者、未成年者、寡婦およびひとり親に対する非課税措置の合計所得金額要件	125万円以下	135万円以下	
均等割の非課税限度額の合計所得金額(非課税となる方)	同一生計配偶者および扶養親族のない方	35万円	35万円+10万円
	同一生計配偶者または扶養親族のある方	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+21万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+21万円+10万円
所得割の非課税限度額の総所得金額等(均等割のみ課税される方)	同一生計配偶者および扶養親族のない方	35万円	35万円+10万円
	同一生計配偶者または扶養親族のある方	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+32万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+32万円+10万円

所得金額調整控除の創設

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1000万円を限度)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- ▶本人が特別障害者に該当する
- ▶年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ▶特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{給与等の収入金額} \\ \text{(1000万円を限度)} \end{array} - 850\text{万円} \right) \times 10\%$$

*1円未満の端数があるときは、端数を切り上げ

②給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得(10万円を限度)および公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

$$\text{控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{給与所得(10万円を限度)} \\ + \\ \text{公的年金等に係る雑所得} \\ \text{(10万円を限度)} \end{array} \right) - 10\text{万円}$$

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、以下の措置が講じられます。

①ひとり親控除について

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、ひとり親控除(控除額30万円)が適用されます。

②寡婦控除の見直し

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ方の寡婦控除についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)が設定されます。

③個人住民税の人的非課税措置の見直し

前年の合計所得金額が135万円以下の未婚のひとり親について、非課税とします。

本人が女性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得	扶養親族	~500万円	500万円~	~500万円	500万円~	
有	子	有	30万円	26万円	30万円	26万円	30万円
		子以外	26万円	26万円	26万円	26万円	-
		無	26万円	-	-	-	-
有	子	有	26万円	-	26万円	-	30万円
		子以外	-	-	-	-	-
		無	-	-	-	-	-

④ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外とされました。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告対象者・期間・場所など

【所得税の確定申告が必要な方】 次のいずれかに該当する方

- ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得がある方
- ▶ 給与の収入金額が200万円を超える方
- ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得がある方
- ▶ 2か所以上から給与の支払を受けている方
- ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超える方、申告納税額がある方 など



**確定申告をすると所得税が還付になる方
(源泉徴収税額がある方)**

- ▶ 給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶ 年途中で退職した後、再就職しなかった方で給与所得について年末調整を受けていない方 など

【贈与税の申告が必要な方】 次のいずれかに該当する方

- ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える方
- ▶ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても期限までに申告書の提出が必要) など

【個人事業者の消費税の確定申告が必要な方】 次のいずれかに該当する方

- ▶ 基準期間(平成30年分)の課税売上高が1000万円を超える方
- ▶ 基準期間(平成30年分)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ▶ 特定期間(平成31年1月1日～令和元年6月30日)の課税売上高が1000万円を超える方(特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可)

**■申告期間・納期限(表1)**

税の種類	申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月16日(火)～3月15日(月)	3月15日(月)	4月19日(月)
贈与税	2月1日(月)～3月15日(月)		
個人事業者の消費税	3月31日(水)まで	3月31日(水)	4月23日(金)

■税理士による無料申告相談`申告書を作成できます` (表2)

小規模納税者・年金受給者・給与所得者の所得税・消費税の無料申告相談の開催日程等

対象地区 *【 】内は所轄の税務署	開催期間	受け付け時間	会場
【向島署】立花	2月1日(月) 2月2日(火)	午後1時～3時 午前9時半～11時半、 午後1時～3時	すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7) ●昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。
【向島署】東墨田・東向島・文花	2月3日(水)・4日(木)		
【向島署】京島・八広	2月5日(金)・8日(月)		
【向島署】押上二丁目(31番～43番)・押上三丁目・墨田・堤通	2月9日(火)・10日(水)		
【本所署】上記以外の地区	2月4日(木)・5日(金) 2月8日(月)～10日(水)	午前9時半～11時半、 午後1時～3時	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3) すみだ女性センター(押上2-12-7-111) ●昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。

●例年、初日および午前中は混雑します。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各日とも入場整理券を配付し、受け付けを早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、車での来場はご遠慮ください。また、みどりコミュニティセンターおよびすみだ女性センターには、自転車駐車場もありませんので、ご注意ください。

●譲渡所得(土地・建物・株式など)や贈与税の相談、内容が複雑なものは、所轄の税務署にご相談ください。

●前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具およびマイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類および身元確認書類の写し等を持参してください。

●申告書の提出のみで、直接お持ちいただく場合は所轄の税務署へ、郵送で提出する場合は税務署事務処理センター(1面参照)へ提出してください。

■申告書作成会場の設置期間・設置場所(表3)

設置場所	設置期間	時間
本所税務署(業平1-7-2)	2月1日(月)～3月15日(月) *土・日曜日、祝日を除く	【受け付け】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時15分～
向島税務署(東向島2-7-14)	2月16日(火)～3月15日(月) *土・日曜日、祝日を除く	
東京国税局(中央区築地5-3-1) *本所税務署・向島税務署では、執務を行っていません	2月21日(日)・28日(日)	

●申告書の作成相談は所轄の税務署(上記表2「対象地区」参照)でお願いします。

●会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場で配付するほか、LINE アプリで国税庁 LINE 公式アカウントを「友だち追加」することで事前に日時指定の入場整理券を入手できます(右のコードを読み取ることで「友だち追加」の画面に接続可)。入場整理券の配付状況に応じて、早めに受け付けを終了する場合があります。



コード

●納付および還付金の受け取りについて

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

【キャッシュレス納付】

- ▶ ダイレクト納付 ▶ 振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ)
- ▶ インターネットバンキング納付 ▶ クレジットカード納付
- * 詳細は、国税庁のホームページをご覧ください
- * 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、キャッシュレス納付のご利用をお願いします

【QRコード納付】

- QRコードを作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付
- * 利用可能なコンビニエンスストアはローソン・ナチュラルローソン・ミニストップ・ファミリーマートです
- * 納付できる金額は、30万円以下です

●「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【窓口で現金納付】

金融機関または税務署

【還付金の受け取り】

ご指定の金融機関への振り込みまたは郵便窓口での受け取り

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。



自動車税種別割・軽自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

自動車税種別割と軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続をしてください。

また、軽自動車税種別割は月割の制度がないため、令和3年4月1日までに廃車の手続をしないと、令和3年度分の税金が1年分課税されます。手続場所については、右表をご覧ください。

*令和元年10月1日～3年3月31日に取得した自家用乗用車については、自動車・軽自動車の取得時にかかる自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の税率が1%軽減されます。

■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所

	車種	ところ
軽自動車	原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車・軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	軽二輪自動車・二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1)テレホンサービス ☎050-5540-2031
自動車	上記以外の自動車(大型特殊自動車を除く)	

●自動車税種別割(軽自動車税種別割を除く)の課税内容等については、東京都自動車税コールセンター☎3525-4066にお問い合わせください。受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)です。

キャッシュレス納付をご利用ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、外出せずに納付できるキャッシュレス納付をぜひご利用ください(右表参照)。

口座振替やクレジットカード納付など、様々な方法があります。詳細は、各ホームページをご覧ください。



税目	納付方法	問合せ先	詳細は下記ホームページへ
住民税 軽自動車税種別割	口座振替(住民税のみ) クレジットカード納付 スマートフォン決済アプリ (モバイルレジ、LINE Pay・PayPay 請求書支払い)	税務課税務係 ☎5608-6133	区ホームページ
所得税・消費税	振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ) クレジットカード納付 ダイレクト納付 インターネットバンキング納付	本所税務署 管理運営部門 ☎3623-5171 向島税務署 管理運営部門 ☎3614-5231	国税庁のホームページ
個人事業税 自動車税種別割 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(23区内) 固定資産税(償却資産)(23区内) 不動産取得税 法人都民税・法人事業税ほか	口座振替 クレジットカード納付 スマートフォン決済アプリ (LINE Pay・PayPay 請求書支払い) ペイジー eLTAX 電子納税 *税目ごとに使用可能な納付方法が異なります	墨田都税事務所 徴収課 ☎3625-5061	都主税局のホームページ

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等 *敬称略	敬称略
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
【墨田区長賞】 山崎 晴十郎(中和小)	【墨田区長賞】 川合 由希子(隅田小)
【本所税務署長賞】 廣澤里麻(菊川小)	【向島税務署長賞】 渡辺瑛太(曳舟小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 永野未悠(菊川小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 松永 堇(中川小)
【墨田区教育委員会賞】 村上燈多(横川小)	【墨田区教育委員会賞】 松岡愛莉(押上小)
【石川画伯特別賞】 茂手木 美咲(錦糸小)	【石川画伯特別賞】 村井佑羽(第一寺島小)
【本所法人会長賞】 八田芽玖(中和小)	【向島法人会長賞】 酒井優海(東吾嬬小)
【女性部会長賞】 鈴木 翼(業平小)	【女性部会長賞】 小久保 咲綾(八広小)
【入選】 内藤悠喜(二葉小)、西松明希(二葉小)、 梶原成美(外手小)、石黒結菜(小梅小)、 山田映葉(錦糸小)、清水祝穂(言問小)、 稲積由起(緑小)、三井望愛(向国小)、 久保 菜々子(柳島小)、関矢弘仁(柳島小)	【入選】 田中 実乃理(第三吾嬬小)、中島 梨穂子 (第三吾嬬小)、菅谷 かの子(第四吾嬬 小)、佐藤 ひなた(第二寺島小)、 金居杏奈(第三寺島小)、堀田愛心(梅若 小)、今 愛菜(八広小)、石橋典佳(八広 小)、木内友美(隅田小)、荒武朋恵(立 花吾嬬の森小)



中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等 *敬称略	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 草薨望桜(本所中)	【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 山崎彩果(寺島中)
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 杉浦藍太(堅川中)、筒井美咲(安田学園中)	【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 森山 梨花子(寺島中)
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 齊藤 陸(堅川中)、吉村直光(日大一中)	【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 西村香織(吾嬬立花中)、小野原 光彰(吾嬬立花中)
【本所税務署長賞】 中野奈々(本所中)、田嶋波翔(安田学園中)	【向島税務署長賞】 渡辺智貴(文花中)、宮野太梧(吾嬬立花中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 伊藤 かれん(本所中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 鈴木佑佳(桜堤中)
【墨田区長賞】 齊藤 陽菜莉(本所中)	【墨田区長賞】 田中美波(文花中)
【東京税理士会本所支部長賞】 渡辺 倅(安田学園中)	【東京税理士会向島支部長賞】 小川侑南(吾嬬第二中)
【一般社団法人本所青色申告会理事長賞】 田中友基(安田学園中)	
【公益社団法人本所法人会会長賞】 大門 美沙希(両国中)	
【本所間税会会長賞】 惠美 佐和子(両国中)	
【東京小売酒販組合本所支部長賞】 居山 りねあ(安田学園中)	
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 古平恋子(墨田中)、中谷 明日香(墨田中)、安藤湖夏(本 所中)、谷中蓮央(両国中)、海老原 天正(錦糸中)、 川崎陽輝(都立両国高附属中)、内藤千咲(都立両国高 附属中)、中込優衣(日大一中)、西村友一(日大一中)、 神尾 凜(安田学園中)、北村胡桃(安田学園中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 平子彩華(寺島中)、大塚 幸(文花中)、河俣美咲(吾 嬬立花中)、齋藤愛芽(桜堤中)、加藤玲汰(吾嬬第 二中)

税についての問合せ先

■区税(住民税、軽自動車税種別割など)

- 税務課(区役所2階)
- ▶口座振替、キャッシュレス納付方法 ☎5608-6133(税務係)
 - ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ☎5608-6008(税務係)
 - ▶軽自動車税種別割 ☎5608-6134(税務係)
 - ▶申告、税額の計算方法等 ☎5608-6135(課税係)
 - ▶納税相談 ☎5608-6142(納税係)
- *受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)

■国税(所得税、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171
 - ▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231
- *確定申告に関するご相談は、自動音声に従って「0」を選択
*受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ☎3625-5061
- *個人事業税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税・法人都民税
については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1271へ
*受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)